

平成27年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 平成27年3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午後 0時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 塚 本 亨
同職務代理 天 宮 久 嘉
委 員 松 本 實
委 員 杉 浦 容 子
委 員 竹 高 京 子
教 育 長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・学校施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	光山 真人
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	香川 幸博	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 塚 本 亨 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 塚 本 亨 委員 天 宮 久 嘉 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまから平成27年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

議事に入る前にお諮りしたいことが1点ございます。

本日、2名の傍聴の申し出がございました。許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、傍聴の許可をすることにいたします。

では、傍聴人の方の入室をお願いいたします。

委員長のほうから、傍聴人の方に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定によりまして、傍聴人の方は次の事項を守っていただきたいと思っております。

1、傍聴人は委員会の中では発言ができません。2として傍聴人は静粛を旨とし、委員の言動に対し、拍手など賛否を争うようなことをおやめいただきたいと思っております。また、3、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。4、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。なお、傍聴人にこれらの規則に反する行為があった場合には、退席していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成27年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、天宮委員と塩澤教育長をお願いしたいと思います。

本日の議事日程に入りますが、本日議案等16件、報告事項等が4件、その他の事項が3件ございます。

それでは、早速議案の審議に入ります。

議案第18号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第18号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」を説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。学校調理員、主任学校調理員及び学校用務員の報酬の額を改める必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは、ページを1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。それぞれ学校調理員の報酬額、月額12万9,200円を13万200円に、主任学校調理員、月額13万7,600円を月額13万8,600円に、学校用務員、月額10万9,100円を月額11万300円にそれぞれ変更するものでございます。なお、この規則の施行日は平成27年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの庶務課長からのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

ご意見等ございませんか。

それでは、お諮りをいたします。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第 18 号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 19 号「葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第 19 号「葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」でございます。

まず、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出いたします。

それでは、2 枚おめくりいただきまして、同じく新旧対照表をごらんください。まず、本文の第 2 章をごらんください。委員長及び委員長職務代理者の選任方法がそれぞれ第 6 条、第 7 条に記載されてございます。法改正後は、こうした選任をする必要がなくなることから、第 2 章の 6 条、7 条を削除するものでございます。あわせて、上の目次の第 2 章を削除するとともに、それぞれ第 3 章以降を 1 章ずつ繰り上げる改正を行うものでございます。新旧対照表を 1 枚おめくりいただきまして、2 ページをごらんください。2 ページの第 8 条の委員長を教育長に改めるものから始まりまして、1 枚おめくりいただきまして、4 ページの第 31 条まで、主に委員長を教育長に改める改正をするほか、一部条ずれですとか、文言の改正を行うものでございます。

なお、経過措置については、現在の教育長が任期の間は現行の制度が継続することから、その間につきましては、「なおその効力を有する」という経過措置を附則の第 2 項に置くものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの庶務課長のご説明について、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

ご質問等がないようでございます。

それでは、お諮り申し上げます。議案第 19 号について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第 19 号「葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 20 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、議案第 20 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、執行体制の整備を図る必要があるため、本案を提出するものです。

それでは、1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず、執行体制の整備を図ると申しあげましたけれども、来年度から学校改築が本格化することに備え、学校改築に関する部署を新たに新設するのが主な改正理由でございます。

それでは、第 2 条をごらんください。庶務課のほう、現在教育計画推進担当係がございます。こちらを削除するとともに、学校施設課の中に新たに施設整備担当係、こちらは 2 ポストになりますけれども、増設するものでございます。同じく第 3 条の第 2 項、それから同 8 項につきまして、教育計画推進担当課長を施設整備担当課長に変更するものでございます。1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目をごらんください。現在、現行教育計画推進担当係の項にそれぞれ計画の調整、それから区立学校の改築に関する役割分担が載っております。その計画の調整につきましては、庶務課の企画係の第 10 号に新たに新設をさせていただきます。そして、学校改築につきましては、学校施設課の施設整備担当係、こちらの中に区立学校の改築に係る計画等に関するということを入念に入れていただきます。なお、改正に伴いまして、整備係の一部文言等の修正についてもさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの庶務課長のご説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

既に過日の当教育委員会の中で、組織の方向性は見出されてございます。それが規則の改正として、本日の議案第 20 号に入ったという理解でございます。

それでは、お諮りいたします。議案第 20 号について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 20 号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 21 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、議案第 21 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の改正に伴い保育料を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

全般的には今回の規則改正の内容につきましては、区立幼稚園が子ども・子育て支援法上の幼稚園に移行することから、今後区立幼稚園が適用を受ける法律上の認定要件及び保育施設等に係る用語等の定義を多く規定したものでございます。条例の改正時にも説明をさせていただきましたけれども、今回ポイントとなるのは、数ページおめくりいただきまして、新旧対照表の 4 ページをごらんいただきたいと思っております。この新旧対照表の 4 ページの中段にございます別表（第 4 条関係及び第 5 条関係）に規定しております、月額単価及びそのページの一番下段の備考 1 の一番下の部分ですけれども、第 3 子以降の減免につきまして、新法では政令で規定することになっておりますけれども、現段階では、政令がまだ公布されていない状況でございます。こうした状況から、現段階では従来額を規則のほうでとりあえず規定するというようなところにとどめているところでございます。この後、政令が公布され次第、再度規則改正を行いたいと考えてございまして、予定されております政令の内容につきましては、この別表のところの階層の 2 に当たります 4,900 円と、今表示されている部分が 3,000 円ということで低くなる。それから、この備考 1 のところの一番下、「3 人以上ある場合において」という規定を今度は 2 人以上ということで、2 子目以降が減免の対象になってくるということが政令の中で予定されているところでございます。この取り扱いにつきましては、受益者の不利益に当たらないことから、政令公布後規則改正を行って 4 月 1 日にさかのぼって遡及適用していこうというような考え方でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明に関しまして、各委員からのご質問等がございましたら、お受けいたします。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。手続上申請をするのに当たって、変わったことによってふえる書類とかがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長 学務課長。

○学務課長 入園の方がする手続については、今までと手間は全く変わらないということでございます。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにどなたか委員のほうからご意見等がございましたら。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 課長のほうからご説明がございました、子ども・子育て支援法は4月1日スタートということですが、政令がまだ届いていないということですね。区としてこういった案件を出してくださったことは子どものため、保護者のために思い、細かな心遣いをしてくださっていると、心から感謝しております。先ほど竹高委員のほうからお話ございましたが、保護者が、スムーズに手続ができるようによろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ご要望として、受けとめます。

ほかにどなたか。

その他ご意見等ございませんので、それではお諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第21号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、次の議案に入りますが、お諮りを申し上げたいと思います。

議案第22号から議案第25号までは関連のある議案でございますので、一括上程をし、なおかつその上で逐条採決を諮りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○委員長 それでは、議案第22号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第23号「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第24号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第25号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程いたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、私のほうから議案第22号、第23号、第24号、第25号、幼稚園教育職員の給与関係規則を改正するものに関しまして、ご説明をさせていただきます。

まず、幼稚園の教育職員の給与につきましては、平成26年10月8日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴う給与条例の一部改正につきまして、2月の教育委員会におきまして、意見聴取をさせていただいたところでございます。条例の改正につきましては、3月27日に区

議会におきまして議決をいただいたところでございますが、この条例の改正に伴いまして、これからご説明をさせていただきます4件の規則の一部を改正するものでございますので、本案を提出させていただくものでございます。

それでは、まず議案第22号の資料をごらんいただきたいと思っています。議案第22号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、所要の改正をする必要がありますので、本案を提出させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。こちらをごらんいただいたとおり、園長、副園長の項目がありますが、園長につきまして、管理職手当が変更となっております。こちらにつきましては、条例改正による給料表の引き下げがございまして、園長については、管理職手当の額が4級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えることとなったために、現在の9万1,000円から8万9,600円に改正を行うものでございます。こちらにつきましては、平成27年4月1日から施行をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第23号でございます。「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出させていただくものでございます。

こちらもおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。こちらにつきましては、条例改正による給料表の引き下げと同時に、地域手当を18%から20%に引き上げるものでございます。こちらにつきましても、4月1日からの施行を予定しております。

続きまして、議案第24号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。こちらにつきましても、提案理由は幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして所要の改正をする必要があるもので、本案を提出させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただければと思います。この条例の改正に伴いまして、参照条文の項番号が変更となっているため、改正をさせていただくものでございます。また、条例改正によりまして、新たに定められました週休日以外の午前0時から午前5時までの間で、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合の手当額を園長においては5,000円、副園長においては4,000円と定めるものでございます。新旧対照表で新たに第2条の後に第3条、新しい部分が入っておりますので、この部分で今回のような改正をさせていただくものでございます。こちらにつきましても4月1日からの施行を予定しています。

最後になりますが、議案第 25 号でございます。資料をごらんいただきたいと思います。「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちら、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出させていただくものでございます。

こちらにつきましては、新旧対照表をおめくりいただきますと、そちらのほうに記載をさせていただいております。条例の改正に伴いまして、昨年 12 月に改正を行いました勤勉手当 0.25 月分の加算分を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.125 月分ずつ振り分けまして、6 月と 12 月に支給するものでございます。なお、年間の支給月数につきましては、今回変更はございません。こちらにつきましても、平成 27 年 4 月 1 日から施行をさせていただきたいと考えております。

この 4 件につきまして、私のほうからのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、一括上程をさせていただきました第 22 号から第 25 号のご説明をいただきました。

これは人事委員会からの提示、あるいは給料表の読み方に付随した部分の各項の料率の変更ということと承りました。

ただいまの指導室長のご説明につきまして、ご意見、あるいはご質問等がございましたら、お願いをいたします。よろしいですか。

それでは、お諮りをしてまいりたいと思います。

議案第 22 号について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 22 号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 23 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第 23 号「幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 24 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 24 号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 25 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 25 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決いたします。

次の議案等の審議につきましても、議案第 26 号から議案第 29 号までは関連ある議案でございますので、一括上程し、逐条採決を諮りたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、議案第 26 号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、議案第 27 号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」、議案第 28 号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、議案第 29 号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」を上程いたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、私から議案第 26 号から第 29 号につきまして、ご説明をさせていただきますと思っています。

まず、平成 27 年 4 月 1 日より、東京都教育委員会におきまして、地方公務員法の第 17 条の規定に基づき任用されます、一般職の非常勤職員の任用制度が施行となります。この一般職の非常勤職員と申しますと、現在学校または総合教育センター、科学教育センター等で勤務をしております、私たちが申し上げます非常勤教員職の者でございます。こちらにつきましては、これまで特別職として任用をされてまいりました非常勤職員でございますけれども、勤務形態や業務内容が常勤職員とほぼ同様であることから、新たに一般職として位置づけをするものがございます。これに伴いまして、特別職として適用されていなかった地方公務員の勤務条件等の規程について、一般職として新たに適用されることとなります。その関連で、今回 4 件一部改正をお願いするところでございます。

それでは、議案第 26 号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」でございます。

提案理由につきましては、今申し上げましたので、飛ばさせていただきます。

2 枚おめくりいただきます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正案のところでございます。第 2 条の第 3 号というふうになりますが、第 3 号の部分に「地方公務員法第 17 条の規定に基づき、東京都教育委員会に任用される非常勤職員」という項目がここに新たに追加されているものがございます。こちらにつきましては、冒頭申し上げたとおりでございますけれども、平成 27 年 4 月 1 日からの施行となっております。

続きまして、議案第 27 号でございます。「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」でございます。

こちらにつきましても、東京都の非常勤職員制度見直しに伴いまして、所要の改正の必要が

あるというものでございますので、提出をさせていただくものでございます。

2枚おめくりいただきまして、こちら新旧対照表でございます。こちらの第2条の第3号、こちらに新たに一般職の非常勤職員に関してこちらに明記がされているものでございます。こちらにつきましても、平成27年4月1日から施行をさせていただく予定でございます。

続きまして、議案第28号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」でございます。こちらにつきましても、東京都の非常勤職員制度の見直しに伴いまして、所要の改正をする必要がございますので、提出をさせていただくものでございます。

こちらにつきましても、2枚おめくりいただきたいと思っております。こちらにつきまして、第1条の部分でございます。下線のところ、特に4行目以下のところに地方公務員法第17条の規定に基づきまして、東京都教育委員会に任用される非常勤の職員という形で、今回の一般職非常勤職員のことが明記されています。こちらにつきましても、平成27年4月1日から施行させていただきます予定でございます。

そして、最後になりますが、議案第29号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」でございます。

提案理由につきましては、東京都の非常勤職員制度の見直しに伴いまして、所要の改正をする必要がございますので、提出をさせていただくものでございます。

こちら2枚おめくりいただきますと、先ほどから申し上げておりますように、一般職の非常勤職員の項目が追加をされております。第2条第1項第3号に、「地方公務員法第17条の規定に基づき東京都教育委員会に任用される非常勤の職員」というものが追加をされているものでございます。

4件、ご説明をさせていただきましたが、平成27年4月1日から施行をさせていただきたいと思っております。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 指導室長、ありがとうございました。

ただいまご提案のように、第26号の「学校職員服務取扱規程の一部改正について」から第29号の「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」の4件を一括上程されました。各条に関しましては、後ほど逐条採決を諮ります。

ただいまの室長からのご提案、いかがでしょうか。各委員からのご意見を賜りたいと思っております。

杉浦委員。

○杉浦委員 お尋ねさせていただきたいと思っております。

これはあくまでも、一部改正でございますので、議案に対しましては原案に賛成でございます。

特別職と一般職、非常勤教員、今の段階で葛飾区にこの名称が変わり、このような制度の見直しに伴う方は何名位おいでになるのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 正確な数を私のほうで全て把握し切れていない部分がございますけれども、例えば教育委員会であれば、指導室に2名の非常勤教員がおります。さらには、総合教育センターにつきましては、ふれあいスクール明石で指導をしております非常勤教員、さらには、教職員の研修担当をしております非常勤教員、それぞれセンターには8名と7名おるところでございます。さらには科学教育センターにおきましても、3名の非常勤教員がおります。さらに郷土と天文の博物館におきましても、1名の非常勤教員がおります。そのほか、各学校につきましては、小中学校あわせて30名程度の非常勤教員が入っておりますので、その方々について今度一般職非常勤職員になるということでございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 4月1日以降にはこの同じ人数の方が、この一般職の非常勤職員になるのでしょうか。それとも人数的に変わるのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今回の改正に伴いまして、人数が変化するというものではございませんけれども、若干、65歳が任期満了となりますのでその満了者の数、さらには通常等の普通退職者の数によりまして、その年度年度で違いますので、今年度については、若干非常勤職員、今回該当する職員については、減少する状況となっております。

○杉浦委員 ありがとうございます。

○委員長 先ほど指導室長からの一括上程の提案の理由は十分理解できましたので、ほかにどなたかご意見等ございますでしょうか。

意見がございませんようですので、お諮りをいたします。

議案第26号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第26号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、お諮りをいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第27号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 28 号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 29 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 29 号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 30 号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 それでは、議案第 30 号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」ご説明をいたします。

まず、提案理由でございます。葛飾区文化財保護条例第 25 条の規定に基づきまして、葛飾区文化財保護審議会に諮問する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは 1 枚開いていただきまして、ページ 1 の別紙のほうをごらんくださいませ。中ほどに 1 として諮問事項が記載してございます。諮問事項は、「区登録有形民俗文化財『セキグチドールハウス建物及び収蔵品一括』の現状変更について」でございます。

次に 2 の諮問理由でございます。記載のとおり、区登録有形民俗文化財「セキグチドールハウス建物及び収蔵品一括」のドールハウス建物は、防災活動拠点機能をあわせもった公園用地内に位置しており、別紙「現状変更の届」のとおり、移設や保存の困難さが判明しているため、取り壊しをせざるを得ない状況となっております。なお、収蔵品は所有者である株式会社セキグチが保管しているので、ドールハウス建物を取り壊すに当たり、当該文化財の現状変更について諮問するものとしてございます。

次のページ番号 2 ページ以降が現状変更の届でございます。お開けください。2 ページ、3 ページ、両面になってございますが、こちらが現状変更の届でございます。

今回変更いたします文化財等の名称は、先ほど来から申し上げております「セキグチドールハウス建物及び収蔵品一括」でございます。うち建物につきましてでございます。

所有者は葛飾区でございます。

現状変更をする理由は 4 のほうに記載してございます。まず 1 段落目でございます。取得の経緯が記載されてございます。当該地域は防災上の観点から防災活動拠点の設置が以前から望まれておりまして、その活動拠点を兼ねた公園用地として、当該土地及び文化財の所有者から区に譲渡された経緯がございまして。そして 3 段落目でございます。ドールハウスにつきましては、

活用をこれまで検討してまいりましたけれども、諸般の事情から移設や保存が難しいことが判明いたしました。そこで、ドールハウスの記録保存を目的に、建物の現況図面を作成し、建物の撤去・解体をして、部材の一部を活用したモニュメントを設置するものとしたものでございます。

次の3ページ、裏面になりますけれども、7の現状変更に着手する予定日及び完了予定日でございますけれども、着手は平成27年7月1日、完了は平成28年3月20日を予定してございます。

続きまして4ページが今回の公園予定地の地図でございます。公園名は仮称でございますけれども、表記のとおり、「西新小岩五丁目公園」、所在地は西新小岩五丁目2番11号及び7番3号となっております。

次のページをお開けください。裏面でございます。5ページには現況の建物写真とそこに建っております説明板の内容の写真が記載してございます。このとおり、囲われている状況でございます。

6ページ、7ページは現況の建物の見取り図でございます。

そして、8ページ目が整備される公園の計画平面図でございます。現在のドールハウスが8ページの真ん中ほど、点線の枠内の位置に建ってございます。その建物の部材の一部を使ったモニュメントがその近傍に設置される予定となっております。

そして、そのモニュメントの完成予想図が次の9ページにございます。このモニュメント説明板の内容案が10ページの内容となっております。こういった愛称、まだ仮称でございますが、愛称モンチッチ公園となるというふうにも聞いてございます。まだこれは仮称ということでございます。

大変申しわけございませんが、また1ページ目にお戻りいただきまして、説明の最後になりますけれども、3、答申期日でございます。審議会からの答申予定は平成27年4月17日までを予定してございます。また、日程のほうは調整してまいりたいと考えてございます。

今回提出いたしました議案の説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの生涯学習課長の説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お受けしたいと思います。お願いいたします。

杉浦委員。

○杉浦委員 これは文化財保護審議会への諮問でございますので、議案に賛成でございます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにどなたか委員のほうからご意見等ございますか。

今、生涯学習課長からご説明いただきました。葛飾の時代の流れでもあって、いわゆる渋江公園にございますセルロイド発祥の地等々ございますけれども、やはり防災の拠点ということ、

あるいは木密地帯と呼ばれている部分が多いご当地でやはり、やむなしということで、今杉浦委員からいただいたとおりの意見を委員長としても述べさせていただきます。

ほかにどなたかご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第 30 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 30 号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 31 号「教育委員会事務局職員の人事異動について」を上程いたします。庶務課長、お願いします。

○庶務課長 議案第 31 号「教育委員会事務局職員の人事異動について」でございます。

提案理由でございますけれども、教育委員会事務局職員の人事異動を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。それでは、1 枚おめくりいただきまして、人事発令の内容をごらんください。

まず、課長級でございます。青木都市整備部密集地域整備担当課長が学校施設課長に、長南地域振興部観光課長が施設整備担当課長に、鈴木保健所生活衛生課長が学務課長に、それからちょっと申しわけございませんが、訂正いただきたいのですが、新指導室長の中川さんでございますけれども、板橋区立板橋第一小学校の校長から指導室長に、小曾根福祉部西生活課長が生涯学習課長、倉地福祉部長寿医療・年金担当課長が生涯スポーツ課長にそれぞれ任命されるものでございます。なお、参考までに転出者等についてもご報告させていただきます。若林教育計画推進担当課長が、子育て支援部子ども家庭支援課長に、石合学務課長が福祉部介護保険課長に、香川生涯学習課長が福祉部長寿医療・年金担当課長に、竹嶋生涯スポーツ課長が健康部健康政策推進担当課長にそれぞれ転出いたします。また、岡部指導室長が 4 月 1 日付で練馬区立の大泉東小学校校長に発令予定でございます。また、伊藤学校施設課長が任期満了となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの第 31 号議案の「教育委員会事務局職員の人事異動について」をご説明いただきました。ご意見等ございましたら、いただきたいと思いますが。人事案件でございますので、よろしいですか。

竹高委員。

○竹高委員 この発令を見たときに、すごく寂しい気持ちでいっぱいになりました。本当に今までお世話になりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員長が申し上げたかったのですが、ありがとうございました。

それでは、お諮りをいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第31号「教育委員会事務局職員の人事異動について」につきまして、原案のとおり可決といたします。それぞれの転出者、あるいは転職者の方々、本当にありがとうございました。

続きまして、議案第32号「葛飾区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第32号「葛飾区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。提案理由でございますが、校庭の夜間使用に関する申請方法を変更する必要があるので、本案を提出するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。現在、学校施設の使用についてでございますけれども、主に体育館、教室、それから校庭については昼間の部分と夜間の部分でそれぞれ使用申請を受け付けてございます。その中で、夜間の校庭使用については、通常の利用者調整会議という形ではなく、インターネット申請という方法で受付をまいりました。ただ、今般インターネットだけではなく、ほかの施設と同様、校庭の夜間使用についても利用者調整会議の方法で使用申請を行う必要があることから、本案を提出するものでございます。

それではまず、現行の第4条第2項をごらんください。今申し上げましたように、通常の申請方法に比べ、校庭の夜間使用については、別のインターネット方式をとっていたものですから、第4条の第2項で夜間使用については除くという規定を置いてございました。まず、こちらについて削除をいたします。そして、続きまして、現行の第7条の2をごらんください。現行の第7条の2で校庭の夜間使用について特別な定めを置いておりましたけれども、こちらについて、インターネットと通常の利用方法、その二つをできるという形で改正を行わせていただくものでございます。まず、第7条の2の第1項で、委員会が指定した施設については、インターネットを利用して申請することができる、前2条の規定にかかわらずということで、大原則については、利用者調整会議で申請を行いますと。また、例外的に指定したものについては、インターネットを利用して申請することができるという規定を第7条の2の第1項にまず置くものでございます。続きまして、その区別をするために第2項で校庭の夜間使用ができる施設、使用時間及び各施設の申請方法は別に定めるという規定を新たに置かせていただきます。

それから、第3項から第8項までそれぞれ第7条の2の改正を行いますけれども、こちらについては通常のインターネット使用の大もとの規定がございますので、今言いましたように、両方できるという改正に伴う文言整理をしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの庶務課長のご説明について、ご意見あるいはご質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 この議案に対しては賛成でございます。本来、学校の施設を使っている上で、利用者調整会議の中できちんと人と人としてお会いしたところで、ルールとかいろいろなことをコミュニケーションをとって、共通理解していくことが非常に大切ではないかと感じます。インターネットだけで利用していくことではなくて、そのほかの団体の方とのつながりも必要なことだと思いますので、賛成いたします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。貴重なご意見、または地域の連携ということも含んでご意見を賜りました。

ほかにもどなたかご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第32号「葛飾区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、原案のとおり可決いたします。

引き続きまして、議案第33号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、議案第33号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、懲戒処分による昇給の抑制に伴い、昇給の号給を改正する必要があるとございますので、本案を提出させていただくものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。具体的な部分でございます。こちらにございます第9条の第2項でございます。その中に第1号と第2号でございますが、勤務成績に応じまして「極めて良好」と判断したもの、さらには「特に良好」と判断したものとしまして、戒告、減給又は停職の懲戒処分を受けた場合

には、一律に4号昇給とみなす規定を加えるものでございます。そちらにつきましては、第2条の第2項の下線の部分に示させていただいております。こちらにつきましては、平成28年4月1日からの施行となりますが、懲戒処分の判定期間が前年度になります。平成27年4月1日からとなってまいりますので、今回この議案を提出させていただくものでございます。

私の説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま、指導室長のほうからご提案の理由を述べていただきました。

この件に関しまして、委員の方からのご質問、ご意見等を承りたいと思います。

ご意見等ございませんので、お諮りをいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することに異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第33号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で、16件の議案等の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等1「平成27年度葛飾区各会計予算の審査について」、ご説明をお願いいたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「平成27年度葛飾区各会計予算の審査について」報告させていただきます。

それでは、1枚おめくりいただきます。主なご意見をいただいた中の項目について、説明させていただきます。

まず、自由民主党議員団からのご意見でございます。2行目でございますけれども、児童・生徒が読書を身近に感じ、読書に親しむ機会を積極的に支援する学校づくり等について要望いただきました。また、その下の行ですけれども、公衆無線LANの普及についてもご意見をいただき、中央図書館が先駆けになったことを評価するというご意見をいただきました。それから、南葛SCについて、地域貢献活動を初め、積極的にやってほしいとか、あるいはオリンピック・パラリンピック等の事前キャンプへの誘致の働きかけのご要望についても、ご意見をいただいたところでございます。

続きまして、葛飾区議会公明党からの意見でございます。まず、いじめ・不登校防止未然対策については、総力を挙げて取り組むような要望というのをいただいております。それに続きまして、携帯、スマホの健全な使用を促す指導についてもご意見をいただいております。その他、国際交流の実施、それから総合教育センターの相談体制の充実、人工芝生化の検討、電子図書を計画的に進めること、それからRUNフェスタ事業の充実等についてもご意見をいただいたところでございます。

続きまして、日本共産党葛飾区議会議員団からは、奨学金の拡充ですとか、就学援助についての充実の要望、それから学校改築について、原田小学校の改築を早期につくる等の要望をいただいております。また、葛飾ゆかりの芸術家の図書館での展示の充実、それから高齢者の読書のための利便性の向上などについてもご意見をいただいたところでございます。

続きまして、政策葛飾をごらんください。政策葛飾からは、教育委員会制度の改正に伴いまして区長と教育長が連携を図り、教育の向上に図られることを期待したいというご意見です。それから、小中学校の教育については、学校教育担当部長、指導主事の指揮により、学力、体力、道徳等を一段と進展しているというご意見もいただきました。それから、学校改築、それから社会体育、それから東金町の運動場等についてもご意見をいただいたところでございます。また、社会教育分野につきましても、わくわくチャレンジ広場の継続等のご意見をいただきました。

続きまして、民主党葛飾からは、サポートチームの指導員派遣事業、それからスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、それから学校支援指導員等の充実についてのご意見をいただいております。また、学校に特別支援学級の設置を求めるということもいただいております。その他、学校図書館の校内LANの接続、太陽光発電パネルの計画的な設置、学校地域応援団の体制の整備とコーディネーターへの支援の充実等について、ご意見をいただいたところでございます。

次に、無所属議員につきましては、学校改築については無駄遣いのないように、計画的に進めてほしい。それから、体育施設の指定管理者についての評価が下がっているのので、指定管理者を指導監督し、外部評価が元のランクに戻るよう努めてもらいたいというご意見をいただいたところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、最終ページ無所属からでございます。まず、スクールソーシャルワーカーについては大いに認める場所であるというご意見をいただきました。また、そのスクールソーシャルワーカーについては、周知を求めていきたいと。それから、教育の日も非常に重要である。それから、学校の改築については、スピードを上げて、夢のある学校施設の実現を期待しているとの意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの庶務課長のご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。既に定例会等を通った後でのご報告と承っております。

ございませんね。

続きまして、報告事項等の2、「平成27年度葛飾区幼稚園・小・中学校の管理職の異動について」、ご説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、資料のほうは、「平成 27 年 4 月 1 日付教育管理職人事異動一覧」というものでご説明をさせていただきます。本日お配りいたしました資料でございますが、あす付の発令となってまいります。

まず、小学校でございます。小学校につきましては、校長が 14 名異動となります。そのうち、区内からの副校長からの昇任者につきましては 2 名、そして区外副校長、さらには統括指導主事となりますが、からの昇任者が 3 名。そして区内の異動者が 9 名となっております。

続きまして、小学校の副校長でございます。こちらは 14 名が異動となります。そのうち、区内主幹教諭からの昇任が 3 名、区外からの昇任が 3 名、区内異動が 6 名、そして区外副校長からの転入が 2 名となっております。

一番下の段でございますが、参考でございますが、転出者のご報告をいたします。校長が 1 名、副校長が 3 名、葛飾区から転出をいたします。

次に裏面をごらんいただきたいと思います。中学校長でございます。中学校長は異動が 6 名でございます。そのうち、区内の副校長からの昇任者が 2 名、区内の異動者が 3 名、そして区外からの転入が 1 名となっております。

副校長でございますが、副校長異動は 9 名。区内主幹教諭からの昇任が 1 名、区外主幹教諭からの昇任が 3 名、区内異動が 5 名となっております。

参考でございますが、転出者につきましては、校長が 1 名、副校長が 2 名、葛飾区以外に転出をいたします。

ご報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの指導室長のほうからご説明いただきました。何かご意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項等の 3、「平成 27 年度葛飾区青少年健全育成基本方針について」のご説明をお願いいたします。

地域教育課長、お願いします。

○地域教育課長 報告事項等 3「平成 27 年度葛飾区青少年健全育成基本方針について」ご報告いたします。

去る 2 月 19 日に青少年問題協議会が開催されました。塚本委員長にもご出席、協議いただいた青少年の健全育成基本方針がまとまりましたので、報告するものでございます。

1 ページの下、II にございますよう、昨年同様に六つの基本方針を掲げてございます。地域教育、家庭教育、学校教育の充実、青少年の社会参加の促進、非行や犯罪防止の取り組みの推進、夏季の取り組みの充実となっております。

昨年度との改正点でございます。めぐりまして、2 ページ、項目 1、地域教育の充実の一番下の項目、(6) 放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)の充実の③でございます。こち

らに、「放課後子ども総合プランの実施に向け」という文言を追加いたしました。3ページ、基本方針の2、家庭教育の充実については変更はございません。4ページ、基本方針の3、学校教育の充実では5ページの(8)に「『かつしかっ子』宣言の推進」を項目として新たに追加し、宣言文もこちらに記載いたしました。6ページの基本方針の4、青少年の社会参加の促進、それから7ページの基本方針の5、非行や犯罪防止の取り組みの推進、9ページの基本方針6、夏季の取り組みの充実については、昨年同様の内容となっております。イラスト等を含めまして、ページ立ての整理を行いました。こちらにつきましては、2,170部作成いたしまして、協議会の委員を初め、地区委員会、青少年委員、小学校、中学校、PTA等順次発送してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの地域教育課長からのご説明について、ご意見あるいはご質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

ご質問等ございませんようですので、続きまして、次に報告事項等4「『第1回かつしかふれあいRUNフェスタ』結果報告について」をお願いいたします。

生涯スポーツ課長、お願いします。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等4「『第1回かつしかふれあいRUNフェスタ』結果報告について」ご報告申し上げます。

まず初めに、「第1回かつしかふれあいRUNフェスタ」の開催に際しましては、小雨の降る中、また肌寒い中、塚本委員長初め、教育委員の皆さん全員にご来場いただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりして御礼申し上げます。

それでは、資料のほうをごらんください。1の目的、2の日時、3の天気、4の会場につきましては記載のとおりでございますので、後ほどごらんおきいただきますよう、お願い申し上げます。

次に5の出走者数及び完走者数につきましては、当日全体で4,727人の方々にご出走いただいたところでございます。種目ごとの詳細につきましては、恐れ入りますが裏面をごらんください。左の列から区分、計測、種目名、申込者数、出走者数、完走者数の順に記載されておきまして、申込者数につきましては、1キロ車椅子の9名を合わせまして、5,959人で行われました。また、出走者数は先ほど申し上げましたとおり、4,727人で、完走者数は4,701人で行われました。さらに右側の欄には種目別の出走率、完走率、区分別の出走率、完走率、全体の出走率、完走率となっております。通常、晴れの大会の場合は、出走率は90%程度と聞いておりましたが、当日の雨の影響か、全体の出走率が79.4%ということで、80%を下回ったことは非常に残念な結果と受けとめております。しかしながら、完走率が99.4%という100%に近い

数字であり、私ども競技マラソンというよりは、触れ合いを目的としたマラソンを前面に打ち出した結果であると思っております。

恐れ入りますが、表紙のほうにお戻りください。次に6のその他でございますが、(1)として救急搬送につきましては、1件ございました。内容は記載のとおりでございます。翌日保護者のお母様にご連絡を申し上げましたところ、もう元気でその日も朝から障害者施設に通所しているということでございました。(2)として、迷子も1件発生しましたがけれども、これも記載のとおり、無事に保護者のもとに引き渡すことができしております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、生涯スポーツ課長からのご説明をいただきました。何かご意見あるいはアドバイス等がございましたらいただきたいと思っております。

松本委員。

○松本委員 雨が降って、大変残念だったのですがけれども、無事に終了したということはよかったですと思います。1回目なので、企画から運営まで、いろいろ反省点はあると思いますけれども、特に荷物を預かる場所の点について、反省が多いように思います。また、雨の対応とか、小中学生の子どもの参加というのがやや低調だったかなと思いますから、実行委員会を中心にアンケートもとられていると思いますので、さらに良い大会になるようによろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長 貴重なご意見、ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

それでは、ここで報告事項等を終わらせていただきます。

次に、庶務課長から「その他」の事項をお願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」の事項について、説明をさせていただきます。まず、1、資料配付が2件ございます。4月の行事予定表でございます。こちらA4の表裏になってございます。後ほど、出席依頼のほうで説明もさせていただきますけれども、ちょっと12日のところで区民体育大会が漏れておりますので、後ほど訂正させた上で、再度配付をさせていただきます。

続きまして、「かつしかっ子ブックのご案内」ということで、小学校1年生用、それから中学校1年生用、それぞれA4でございます。裏面に20冊の一覧が載っております。

続きまして、出席依頼が5件でございます。

まず、4月1日、校長副校長の辞令交付式につきましては、委員全員の出席をお願いいたします。次に、4月10日の定例校・園長会ですが、委員長にお願いします。それから、4月12

日も区民大会の総合開会式については、同じく委員長でお願いいたします。5月9日の科学教育センター開室式については、竹高委員、それから10日の総合スポーツセンターの陸上競技場のエンジョイスポーツの総合開会式については、塚本委員長のほうにお願いをいたします。

続きまして、3、次回以降の教育委員会の予定でございますけれども、記載のとおりでございます。後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

各委員から、何かご意見等はございませんか。

それでは、これをもちまして、平成27年教育委員会第3回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時刻12時10分